

兵庫県公報

平成23年4月26日 火曜日 第2281号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 南あわじ市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（水産課）	4
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（同）	4
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（同）	5
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	8
○ 都市公園の区域変更（公園緑地課）	9

公 告

○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	9
○ 兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告（労政福祉課）	9
○ 随意契約の相手方等の公示（管理課）	10

選挙管理委員会告示

○ 政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体について	10
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	12
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	12

告 示

兵庫県告示第500号

南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成23年4月26日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
志 知	荒 神 塚	355の6 355の8 355の12 356の6	志 知	浜 田
志知中島	門	870	志知中島	谷

賀集鍛冶屋	城ノ下	1019の2 1019の3	賀集鍛冶屋	鹿ノ子
灘城方	木場	4の1 4の2	灘城方	キバノ向
	小家ヶ谷	127の3		
	浜山	292の3		
	小家ヶ谷	128の127		
		128の148		
	天笠	214		
	丸	145 148 149 150 151 152 153		
灘油谷	池ノ谷	288の35 288の35の1	灘油谷	谷山
	指出	255		
	大なで	244		
	なで	243		
	神ノ上	73の1)		
		73の2)		
	谷山	241の6 241の7		
	イヤシキ	99		
	下條	94		
	表	200の1		
	沖の丸	171の1		
	谷山	241の8 241の112		
		241の17		
		241の68 241の69		
241の110の1				
241の110の2				
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。				

備考 地番は、平成23年1月1日現在の地番である。



兵庫県告示第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年4月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 山中土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	長谷川 洸	加古川市志方町山中157番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	三 村 達 生	加古川市志方町山中185番地
2 揖保南土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	名 村 徹	たつの市揖保町東用467番地
同	水 田 達 實	同 市揖保町東用490番地
同	栗 川 昭 夫	同 市揖保町萩原86番地
同	松 本 聖 史	同 市揖保町真砂465番地
同	溝 口 司 朗	同 市揖保町真砂306番地
監 事	栗 川 博 己	同 市揖保町萩原87番地
同	二 井 進	同 市揖保町東用750番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	名 村 徹	たつの市揖保町東用467番地
同	水 田 達 實	同 市揖保町東用490番地
同	栗 川 昭 夫	同 市揖保町萩原86番地
同	井 口 博 行	同 市揖保町真砂483番地 1
同	溝 口 司 朗	同 市揖保町真砂306番地
監 事	栗 川 博 己	同 市揖保町萩原87番地
同	二 井 進	同 市揖保町東用750番地
3 古市土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
監 事	時 本 幹 久	篠山市波賀野754番地
4 北中土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 野 章	丹波市柏原町北中221番地
同	前 川 範 夫	同 市柏原町北中531番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	本 庄 曉	丹波市柏原町北中337番地
同	中 井 正 治	同 市柏原町北中257番地
5 青木土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	栗 山 武	宍粟市山崎町青木799番地
同	大 崎 英 俊	同 市山崎町青木1065番地 1
同	福 井 文 夫	同 市山崎町青木855番地
同	藤 多 三 郎	同 市山崎町青木196番地 1
同	三 林 繁 美	同 市山崎町青木153番地 1
同	萩 藤 武 生	同 市山崎町青木217番地
同	宮 藤 和 夫	同 市山崎町青木322番地 1
監 事	谷 林 禮 二	同 市山崎町青木1351番地
同	牲 川 鎮 男	同 市山崎町青木558番地
同	萩 原 昭 吾	同 市山崎町青木134番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	栗 山 武	宍粟市山崎町青木799番地
同	大 崎 英 俊	同 市山崎町青木1065番地 1

同	福 井 文 夫	同	市山崎町青木855番地
同	藤 多 三 郎	同	市山崎町青木196番地 1
同	三 林 繁 美	同	市山崎町青木153番地 1
同	萩 藤 武 生	同	市山崎町青木217番地
同	宮 藤 和 夫	同	市山崎町青木322番地 1
監 事	谷 林 禮 二	同	市山崎町青木1351番地
同	牲 川 鎮 男	同	市山崎町青木558番地
同	萩 原 昭 吾	同	市山崎町青木134番地



兵庫県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
吉川土地改良区	平成23年 4月12日
小宅統合土地改良区	同 月14日



兵庫県告示第503号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第1項第2号の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

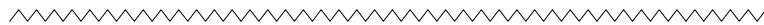
なお、平成15年兵庫県告示第517号（漁業災害補償法の規定に基づく区域及び区分を定めたもの）のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中湊区域（湊漁業協同組合の地区）の項を削る。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第2号に規定する漁業

区 域	区 分
湊区域 (湊漁業協同組合の地区)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として八田網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業並びに網漁具を定置して営む漁業



兵庫県告示第504号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
富島区域	総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業	平成23年 4月13日



兵庫県告示第505号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る停泊命令
- 2 日時
平成23年 5月16日（月）午後2時から午後2時30分まで
- 3 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第1号館10階農政環境部会議室



兵庫県告示第506号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町千谷字西山1164の1、1164の2、1164の3（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第507号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大屋町加保字加保坂58（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字加保坂58（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第508号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大屋町横行字中山16の688（次の図に示す部分に限る。）、16の236、16の691、16の692
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第509号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
芦屋市朝日ヶ丘町178番1の一部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第510号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
伊丹市鴻池1丁目304番1、2及び3の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第511号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域

川西市平野3丁目439番1の一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物



兵庫県告示第512号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

(2) 作業期間

平成22年5月28日から平成23年3月25日まで

(3) 作業地域

宍粟市及び篠山市

2 (1) 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

(2) 作業期間

平成22年7月2日から平成23年3月25日まで

(3) 作業地域

相生市、豊岡市、赤穂市、西脇市、高砂市、加西市、養父市、丹波市、朝来市、佐用郡佐用町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

3 (1) 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

(2) 作業期間

平成22年9月17日から平成23年3月25日まで

(3) 作業地域

芦屋市

4 (1) 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

(2) 作業期間

平成22年11月12日から平成23年3月31日まで

(3) 作業地域

姫路市

5 (1) 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

(2) 作業期間

平成22年11月19日から平成23年3月31日まで

(3) 作業地域

西宮市

6 (1) 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

(2) 作業期間

平成22年12月13日から平成23年3月31日まで

(3) 作業地域

小野市



兵庫県告示第513号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸地方法務局長

から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間
平成22年11月1日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域
神戸市北区鈴蘭台西町4丁目から6丁目までの地域



兵庫県告示第514号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点移設）
- 2 作業期間
平成23年2月10日から同年4月1日まで
- 3 作業地域
加古川市八幡町上西条地内



兵庫県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年4月29日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年4月26日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 養 父 宍 粟 線	養父市広谷字土手外402番3から 同 市十二所字井ノ口2番まで	旧	5.0から 24.0まで 12.0から 36.0まで	1,490.0 1,428.0	予定地
		新	11.0から 37.0まで	1,428.0	



兵庫県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年4月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月26日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 9 号	朝来市佐囊字不動橋216番1から 同 市佐囊字不動橋216番14まで	旧	22.0から 38.0まで	40.0	
		新	23.0から 67.0まで	40.0	



兵庫県告示第517号

兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）第2条の規定により、次のとおり都市公園の区域を変更する。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名称
兵庫県立淡路島公園
- 2 所在地
淡路市楠本字西田、字馬乗及び字千茅
- 3 区域
次の図に示す区域
（「次の図」は省略し、その図面を兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課及び淡路県民局洲本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 区域変更の期日
平成23年 4月29日

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
20 リットル 券	船舶	H24 2469751-1 ～ H24 2469752-4	平成23年 4月29日	2	赤穂市新田1281-1 有限会社 小林石油店赤穂給 油所	西播磨 県民局	平成23年 2月10日



兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告

兵庫県労働委員会の委員の任期が満了するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働組合及び使用者団体にそれぞれ次により次期委員の候補者の推薦を求める。

平成23年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 推薦資格を有する者
 - (1) 労働者委員候補者の推薦

兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の兵庫県労働委員会の証明を得た労働組合

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体

2 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
なお、一般職の国家公務員又は地方公務員である場合には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定による許可が必要である。

3 推薦期間

平成23年4月27日（水）から同年6月10日（金）まで

4 推薦に必要な提出書類

(1) 労働者委員候補者の推薦

ア 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課及び各県民局労政担当課備付けの推薦書及び候補者経歴書
イ 推薦に係る労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る兵庫県労働委員会の資格審査証明書（資格審査に当たっては、相当の期間を要する場合がある。）

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課備付けの推薦書及び候補者経歴書

5 推薦書類の提出先

(1) 労働者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課又は各県民局労政担当課

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課



随意契約の相手方等の公示

WT〇に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成23年4月26日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

大気汚染常時監視システム一式の賃貸借（60箇月）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年3月25日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス 神戸市灘区岩屋北町4丁目5番22号

5 随意契約に係る契約金額

2,111,970円（月額）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第29号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成23年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年 4月26日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
秋田裕三後援会	秋 田 裕 三	秋 武 勉	宍粟市山崎町中広瀬86-1
騰和美後援会	作 田 咲 枝	北 村 泰 美	尼崎市潮江2丁目22番1号
明日の西播磨を考える会	徳 永 喜 作	妹 尾 政 則	たつの市神岡町沢田1178番地
足立修後援会	山 中 達	荻 野 敦	丹波市青垣町大名草766番地
いしざわ伸一後援会	井 岡 徳多郎	大 石 定 視	加古川市平荘町山角50-1
稲垣のり子後援会	工 藤 忠 彦	稲 垣 和 弘	豊岡市出石町川原6番地
稲葉康介後援会	稲 葉 康 介	稲 葉 登代子	豊岡市日高町栗栖野942
今津秀人後援会	今 津 二 郎	今 津 俊 郎	加古川市尾上町長田517 今津産業(株)内
上坂正明後援会	衣 川 義 一	山 下 幸 雄	豊岡市但東町平田345番地
上野忠後援会	松 尾 清 深	上 野 忠	淡路市岩屋474-17
大長豊後援会	木 下 茂 樹	矢 田 敏 文	赤穂郡上郡町宇治山48-1
奥村正行後援会	池 上 秀 男	秋 山 昌 夫	丹波市氷上町石生1900番地7
おち一雄後援会	越 智 礼 子	越 智 大 祐	西宮市戸田町2番6号 西谷ビル1F
亀田孝幸後援会	亀 田 孝 幸	亀 田 早 苗	尼崎市西難波町5丁目4-28
北川清司後援会	入 江 良之助	北 川 悦 子	宍粟市山崎町下牧谷476の2
きたぐち俊一を励ます会	北 口 俊 一	中 塚 充 代	姫路市花田町小川1142-4
木村圭介後援会	細 見 守	木 村 英 昭	朝来市山東町溝黒282
黒田靖敏後援会	板 野 賢 市	西 村 節 子	川西市向陽台1-12-5 2-24
古賀しげると尼崎青空の会	古 賀 滋	八 木 豊 二	尼崎市東園田町9-9-5-2 A
斉藤文拓後援会	斉 藤 文 拓	斉 藤 文 拓	洲本市五色町鳥飼浦802
市民懇話会	細 川 末 勝	小 畑 一 彦	洲本市五色町広石下473
市民ネットワーク	小 山 哲 史	伊 福 義 治	宝塚市小浜3丁目1-27
水産政策研究会	小 松 司	室 田 裕	加古郡播磨町古宮堀1-4
砂田こうよう後援会	島 田 禎 治	岡 田 卓 士	南あわじ市神代社家1173番地
高井國年を囲む会	高 井 國 年	小 國 拓 美	神崎郡福崎町山崎1011
武内純一後援会	森 田 文 章	玉 田 泰 之	たつの市揖保町揖保上443-1
谷田一富後援会	谷 田 一 富	谷 田 淳 子	美方郡新温泉町三谷208-1
田村国光後援会	田 村 国 光	田 村 徳 子	美方郡新温泉町三谷107-1
千原たかなり後援会	久 保 洋	段 龍 彦	宍粟市山崎町門前96
チャレンジ神戸維新	黒 田 士 郎	黒 田 玲 子	神戸市灘区上野通4丁目1番3号

土谷一郎後援会	井 内 健 逸	藤 田 万紀子	川西市平野 2丁目 1-3
てらまえたかふみ後援会	寺 前 尊 文	寺 前 政 子	西宮市上ヶ原七番町 1-1-502
土井敏雄後援会	蓮 井 繁 男	清 水 良 二	洲本市五色町都志万歳382-1
田路勝と共に宍粟市を考える会	上 田 薫	清 水 利 郎	宍粟市一宮町福野272-1
中川なが子後援会	栗 根 信 行	萬 年 ル ミ	神戸市西区南別府 1丁目 20-4 池田ハイツ 1-D
中島利信後援会	岩 崎 清 吾	小 林 芳 晴	朝来市物部1179
西田重幸後援会	西 田 重 幸	母 利 正 美	加古川市平岡町新在家460
西村敏弘後援会	山 本 勇	西 村 典 子	美方郡新温泉町栃谷537
日本労働党兵庫県委員会	内 田 大 造	松 岡 哲 夫	尼崎市猪名寺 1-2-27
畠山郁朗後援会	畠 山 郁 朗	畠 山 敏 江	尼崎市瓦宮 2丁目 20番10号
藤原敏信後援会	谷 村 昇	柴 田 勝 紀	朝来市山東町大垣67-2
船曳順市後援会	田 住 武 久	井 口 至 喜	宍粟市千種町岩野辺2456
丸一よしのり兵庫県後援会	小 松 司	室 田 裕	加古郡播磨町古宮堀 1-4
宮城猛彦後援会	宮 城 猛 彦	宮 城 正 寛	宍粟市一宮町下野田517-2
米口守後援会	澗 口 輝 幸	米 口 隆 夫	赤穂市木津266-1



兵庫県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定を取り消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年 4月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

表姫路市の項中

「

勤労市民会館	姫路市中地354
姫路地域職業訓練センター	姫路市田寺東二丁目 4-1

」

を

「

勤労市民会館	姫路市中地354
--------	----------

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設として指

定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年 4月26日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

兵庫県立総合リハビリテーションセンター リハビリテーション中央病院	同 市西区曙町1070
--------------------------------------	-------------

」

を

「

兵庫県立リハビリテーション中央病院	同 市西区曙町1070
-------------------	-------------

」

に改め、同表たつの市の項中

「

リハビリテーション西播磨病院	同 市新宮町光都1丁目7-1
----------------	----------------

」

を

「

兵庫県立リハビリテーション西播磨病院	同 市新宮町光都1丁目7-1
--------------------	----------------

」

に改める。

2 老人ホームの表伊丹市の項中

「

伸幸苑ケアハウス	同 市寺本6丁目150
----------	-------------

」

を

「

伸幸苑ケアハウスしあわせ	同 市寺本6丁目150
--------------	-------------

」

に改める。